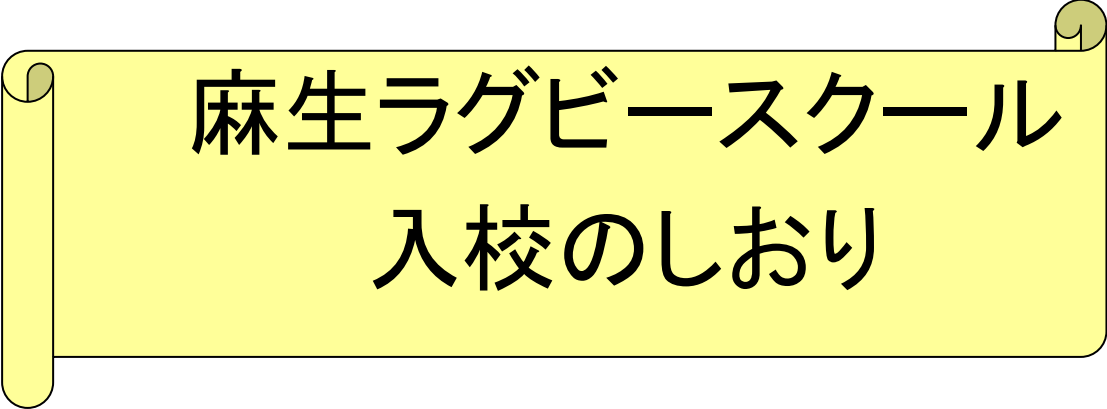


A yellow scroll graphic with a black border and a small circular tab on the right side. The text is centered on the scroll.

麻生ラグビースクール 入校のしおり

2021年4月改訂版

麻生ラグビースクール運営事務局

A. スクールの紹介

1. スクールの正式名称： 「麻生（あさお）ラグビースクール」です。
2. 設立：1979年4月 初代福山 博寿校長によって設立されました。
歴代校長名は、以下の通りです。（敬称略）
初 代：福山博寿、第2代：濱野吉生、第3代：安斉恵治、第4代：木坂光宏
第5代：森山邦雄、第6代：平松資昭、第7代：藤田良隆、第8代：佐藤 豊
第9代：吉村秀清、第10代：三浦幸宏、第11代：杉浦輝明 現在に至る。
3. スクール運営：校長をはじめとする専任コーチ、スクール生、ご父母が三位一体で運営。また、コーチ陣は、全員ボランティアで活動しています。
4. スクールの活動目的：
ラグビーフットボールを通じて、心身共に健全な青少年の育成を活動目的とします。
また、練習・合宿・試合など集団活動の中で仲間との連帯感を育て、
「次代を背負う若者づくり」を目指します。
5. スクール運営責任者と連絡先
校長：杉浦 輝明 連絡先：045-873-7871 携帯：090-1707-2839
DAGS 校長：小坂 頼史（中学部）神奈川 DAGS RS 携帯：090-8685-6864
統括副校長：河合 淳一 連絡先：044-701-0441 携帯：090-7265-7982
副校長：米元 勇一郎（小学部）連絡先：044-986-6396 携帯：090-4546-2243
副校長：濱田 正行（小学部）連絡先：044-975-7301 携帯：090-6477-3053
副校長：岸田 望（小学部）連絡先：044-455-5641 携帯：090-7799-9850
チームドクター（小・中学校）：川口 文夫（問い合わせ先：後述 P5 参照）
6. 学年担当チーフコーチ／サブコーチ／コーチ 下線：技術担当
中学生：小坂 頼史／湊 洋二／菅原、伊藤
6年生：田口 学／清水／加賀、外岡、河合、田口幸、渡部、古田、室井虹、武井、田中慶父
5年生：菅田 光平／濱田／山田、細谷、吉田、小山田、佐藤満、土屋、三浦、鈴木
4年生：夏川 純一／飯田／大坪、福原、水田、村山、野田
3年生：竹渕 佳史／斉藤／城所、米元、伊藤、サポート／北野、奈良坂、小園、村松、秋吉
2年生：原田 惇平／山本／重住、田中玄父、清水、高橋、川原、萩原

1年生：増田 泰之／宮本／小作、山崎、小松、杉浦
幼稚園：岸田 望／河治／牧野、菅原、佐藤豊、廣瀬、三浦、ブラウ

在籍スクール生数／専任コーチ数

- ・生徒：中学生（神奈川 DAGS 所属）25名・小学生・幼稚園145名合計：170名
- ・専任コーチ：65名（サポートコーチ含む）

7. 練習日時／練習場所

練習日時：毎週日曜日、午前9時～午前11時又は、午前8時半～午前11時
毎月第2、4土曜日に基礎練習を行う。

練習場所：メイン練習場：日大稲城グランド（現在利用していません）

多摩川緑地公園（矢野口）、若葉台多目的広場、稲城長峰ヴェルデフィールド、同芝生広場

その他：ふるさと公園（夏場幼稚園が利用）、日体大健志台等

練習時間、練習場所は、各学年チーフコーチより定期的に連絡がありますので、
その連絡に従ってください。

8. 年間活動状況（例年の概要）

4月：新年度練習開始 総会、父母会、懇親会

日大ラグビーフェスティバル

5月：リコーカップ、キヤノンカップ、春季交流大会他（今年度は未定）

7月：夏合宿 7月第2週（3泊4日菅平高原にて原則3年生以上参加）（今年度未定）

担当：5年生父母主体、6, 4, 3年父母協力、ミルキー合宿（今年度未定）

9月：神奈川県ミニラグビーフットボール大会参加 3年生以上

～ 多摩市民大会、秋季交流大会、5, 6年生に合宿

11月 幼稚園～2年生は各種ミルキー大会に参加、大和キダーカップ

12月：神奈川県ラグビーフットボール協会主催運動会兼表彰式

会場：大和市陸上競技場未定 全学年参加

各学年県大会反省会兼納会（主催：各学年ご父母）

1月：餅つき大会 1/9 場所：黒川青少年野外活動センター 担当：6生父母主体

2月：第11回神奈川県ミニラグビーファイナルカップ、ヒーローズカップ（6年生対象）

3月：父母懇親運動会&リサイクル お菓子・リサイクル：4年父母主体、3年父母協力

卒業式（未定） 場所：グラウンド及び麻生市民館 お菓子担当：5年生父母主体

各行事に関しましては、事前に各学年チーフコーチより連絡がありますので、その内容にしたがって頂くこととなります。

B. 当スクールへの「入校」にあたって

1. 入校資格

原則として、川崎市麻生区近郊に居住する幼児より中学生までとする。

また、男子のみならず、**女子の参加も大歓迎**です。

2. 入校申し込み手順

1) 見学・体験される方は事前に麻生RSのHPより「**体験入校申込書**」を出力して必要事項を記入して当日、練習会場で担当学年のチーフコーチに提出いただきます。

2) 入校希望の方には、チーフコーチより「**入校の案内**」と別紙資料の「**スポーツ安全保険について**」・「**個人情報の取り扱いについて**」及び「**麻生ラグビースクール運営規則及び細則**」をお渡しいたします。麻生RSのHPからもダウンロードできます。

正式入校に際しましては、運営規則及び細則の内容を十分にご理解の上、お申し込み下さいますよう、お願い申し上げます。

3) 正式に入校をご希望される方は、チーフコーチに申し出て必要書類①②を受領するか、事前に麻生RSのHPから①**入校申込書**と②**健康調査書**をダウンロードし、医療機関にて健康診断を受けて**健康診断書**を取得して下さい。健康診断書に代えて学校の健康書でも可能です。運営規則及び細則の内容をご理解の上、次回練習時にチーフコーチへ添付の①**入校申込書**と②**健康調査書及び健康診断書**をご提出ください。

4) 安全確保の観点から、別途 ③「**スポーツ安全保険**」にご加入いただきます。
年度の途中での入校の場合、保険ご加入の手続きは、入校申込書をチーフコーチに提出して頂くと、保険担当者がWebにて加入手続きします。

5) ジャージ、ソックス等の申し込み

スクール指定のジャージ、ヘッドギア、パンツ、ソックス等の用具の販売はすべてシンコースポーツに委託していますので、麻生RSのHP又は下記のWebサイトで確認の上、直接購入をお願いします。なお、購入に際しましては、

- ①担当学年チーフコーチから背番号を何番とするか指示を受けてください。
- ②名前のプリントに際し名前(ローマ字/ひらがな)の確認を必ずお願いします。
- ③ジャージ等のサイズ指定は、申込時にシンコースポーツへ確認してください。
- ④シンコースポーツから用具の発送に際しての送料及び郵便振替等の費用は、自己負担でお願いします。
- ⑤代金の精算は、商品受け取り後、3日以内をお願いします。

注) 半袖ジャージはリバーシブルタイプで柿色が背番号とイニシャル

(ローマ字：T. ASAO)、裏は赤紺横縞で名前(ひらがな)が表記されます。

シンコースポーツ連絡先

(有)シンコー 鈴木 寿久

〒240-0036 神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-18-6

TEL:045-442-3990 FAX:045-872-4927 email:info@shinko-sports.co.jp

Web Site: <http://www.shinko-sports.co.jp>

お申込みに際しては、申込書をメールかFAXでシンコースポーツから受領し必要事項を記載して上記のFAXまたは、Eメールで直接お申込みください。尚、Web Site上からのお申込みに際しては、シンコースポーツにご確認の上お申し込みください。

麻生RSのホームページにも申込書がありますのでダウンロードできます。

6) 入校金、校費

金融機関より当スクール指定の下記口座へお支払いください。

入校金：1, 000円(兄弟がいる場合は後から入校する子供は免除します。)

校 費：1, 800円/月、年間21, 600円

校費に関しては、原則1年間分を一括にて4月末までに全納願います。

ただし、途中退校した場合は、退校の翌月分以降の校費は返金します。

尚、途中入校の場合、入校月の翌月分から翌3月分までをお支払い願います。

(6月入校の場合は、7月分から翌3月までを7/10までに)

校費等は、ボール、用具等の備品購入、保険・協会登録関係の経費に充当されます。

7) 合宿費(3～6年生対象)やミニ合宿(6年対象)等は参加者に対して別途費用を徴収いたします。詳しくは、チーフコーチから連絡します。

また3年生や合宿初参加者を対象に合宿前に合宿説明会を開催します。

8) 入校のしおり

チーフコーチより「入校のしおり」をお渡ししますので、日大グラウンドの駐車方法やその他のグラウンド案内及び校費等の振込方法をご確認ください。

3. 入校金、校費等の支払い方法

下記の横浜銀行新百合ヶ丘支店へお支払い願います。

送金に際しては、横浜銀行の振込用紙をご使用ください。

尚、電信振替も可能です。

振込先：横浜銀行 新百合ヶ丘支店

店番：830 口座番号（右詰めで） 普通 6181467

口座名：社）麻生ラグビースクール フリガナ：社）アサオラグビースクール

振込用紙には、以下の要領で必ず「依頼人名か通信欄」に必要事項をご記入願います。

「校費等の支払の場合」の通信欄（2021年6月入校の場合）

□依頼者名：生徒名＋学年＋入校費と校費9か月

□内訳：入校金1,000円＋校費16,200円（7月から3月まで）

- ・ご依頼人は保護者様のお名前をご記入いただき、通信欄にお子様の学年と氏名、何月から何月（又は1年分）の校費、または合宿費等を必ずご記入ください。特に電信振替の場合は住所非通知でも、**送金人に必要事項を入力**してください。
- ・ATM振込する場合、振込依頼人（生徒名）の後に学年と校費を入力して下さい。
（例）「アサオタロウ イチネン コウヒ」
- ・ご兄弟姉妹で在籍の場合は一つの用紙（一度のATM手続き）で振り込んでいただいても構いませんが、上記内容を明確に記入（入力）してください。

校費・合宿費を含め、横浜銀行振替送金の控えは、年度終了まで必ず保管ください。会計から送金を確認された場合は、控えを必ずご提示ください。

また、全ての費用は、前払いが原則です。よろしくご協力ください。

校費、合宿費等のお支払いに関する詳細は、チーフコーチか当年度会計入金担当者（5年生父母）にご確認ください。

4. 入校申し込みの確認

以下の事項を再度ご確認ください。

- ①入校申込書の提出
- ②健康調査書の提出
- ③健康診断書（医療機関又は学校実施の健康診断結果表）の提出
- ④入校金・校費の払込と控えの保管
- ⑤シンコースポーツへのユニフォーム等の発注/受領及び費用支払い

※健康調査書は、生徒の指導上参考とさせていただきます。

また、プライバシーの保護には十分注意を払っております。

※健康診断書は掛かりつけの病院などでラグビーをする上で必要最低限の内容について健康診断を受診してください。

尚、「栗木台かわぐちクリニック」において、川口チームドクターによる健診やラグビーに関する相談も気軽にできますのでご利用ください。

住所：麻生区栗木台1-2-3 電話：044-980-1516

Eメール：<http://www.kawaguchi-cl.com>

5. 練習等への参加について

①服装等

練習時には、以下のウエア等をご用意ください。

Tシャツ、ジャージ、パンツ、ストッキング、ヘッドギア等
通常の練習時は、運動の出来る服装であれば何を着ていただいても結構です。
ただし、試合等への参加は、ご購入いただいたユニフォームを着用して頂きます。
また、冬季用のウインドブレーカーや夏季のTシャツ等も適宜使用願います。
特に、ヘッドギアは、頭部保護のために毎回練習時に使用いたしますので、
入校と同時にシンコースポーツで購入願います。

ヘッドギアに関して、日本協会の規定で原則IRBマークの付いたものとして
いますが、当スクールでは、IRBマークのないものの、「厚さ1cm以下、
密度45 kg/m³」の規定を満たし、安全強度のあるスクール名入りヘッドギアを
シンコースポーツにて提供しています。

ただし、中学ではIRBマークのある物を使用するため買い替えが必要です。

②スパイクの使用

3年生以上は、試合でスパイクシューズが必要となりますのでご購入ください。
尚、金属製のポイント型は危険なため使用不可です。
ゴム又はプラスチック製のサッカー用で十分です。
運動会兼リサイクルバザーでスパイクシューズなどが無料展示されます。

③父母の参加協力

父母は、総会・幹部会の決定により、当ラグビースクールの運営に参加して頂く
場合があります。また、グラウンドのトイレ清掃や遠征付添等を校長・担当チーフ
コーチよりお願いする場合があります。何卒宜しくご協力願います。

各行事には、担当学年のご父母を中心に、全ご父母へもご協力をお願いすること
がありますので宜しくお願いします。

年間行事は5月父母会と日大フェスティバルの豚汁、7月夏合宿、8月ミルキーニ合宿
9月ニ合宿、1月餅つき大会、3月運動会&リサイクル、卒業式などです。

④水分補給

練習中は、気温によってかなりの頻度で水分補給（ウォーターブレイク）を行いま
す。少なくとも1リットル程度の容量の水筒を常に生徒へ持たせてください。
水筒の中身は、スポーツドリンクを半分に薄めたものなどをお入れください。

⑤練習場所での送迎・駐車等のルールにつきましては、別紙一覧をご確認下さい。

⑥練習日程等は、チーフコーチからメール（雨天練習中止はメールか電話）にて行い 麻生ラグビースクールのホームページでもご確認できるようになっています。 ホームページについては、7を参照願います。

6. 試合への参加について

交流試合、定期戦、県大会への参加については、その都度各学年チーフコーチより
メールにてご連絡申し上げます。

その際には、①日時・集合場所②服装③その他持ち物をしっかりご確認ください。
当スクールでは、試合への全員参加を前提にしております。

従いまして、各学年の生徒全員がそれぞれに力を十分に発揮できるよう、試合会場
では注意事項や応援マナーを厳守して頂き生徒への応援をよろしく願います。

7. 当スクールのホームページ

広報（ホームページ）担当者とチーフコーチが最新の情報や学年の掲示板、スクールとして

の機関誌「リトルラガーメン」等の閲覧ができますので、是非ご活用して下さい。

ホームページ <http://asaors.com/>

(最新情報、当面のスケジュール、写真、スクール誌リトルラガーメンなどの閲覧
入校案内、入校申込書関係書類)

配布資料の閲覧には、ユーザー名：asaors とパスワードが必要です。

パスワードはチーフコーチに確認願います。

8. 日大稲城グラウンド利用の留意点

- 1) 日大稲城グラウンドへの入場場所は学生寮の裏側駐車場の1か所となります。
正門や学生寮の入口からの入場は不可ですので、ご注意下さい。
- 2) 駐車場の利用に関しては、駐車証の交付を受けた車両のみとなります。
送迎と駐車では駐車証が異なりますので、チーフコーチへ確認願います。
コーチが、毎月持ち回りで車両の誘導を行いますので、駐車証を車のフロント
に提示し、誘導係りの指示に従って駐車場で駐車をお願いします。
現在、送迎車の入場は禁止されており、駐車場入口付近での送迎をお願いします。
- 3) トイレの清掃を練習終了時に、各学年持ち回りでご父母にお願いしています。
詳細は、各学年チーフコーチから依頼を受けた際にご確認下さい。

9. その他のグラウンド利用

- 1) 稲城長峰ヴェルディフィールドと芝生広場
 - ・有料の駐車場が併設されていますので、ご利用下さい。
送迎の場合は駐車場入口にてお願いします。
 - ・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。
- 2) 若葉台多目的広場
 - ・有料の駐車場が併設されていますので、ご利用下さい。但し駐車台数は多くありませんので近くの駐車場か稲城長峰ヴェルディフィールドの駐車場をご利用下さい。
送迎の場合は駐車場入口にてお願いします。
 - ・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。
- 3) 多摩川緑地公園
 - ・無料の駐車場が陸橋下に併設されていますが利用制限する場合があります。
送迎の場合も駐車場内にてお願いします。
 - ・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。
- 4) 稲城中央総合公園陸上競技場
 - ・有料の駐車場が併設されていますが利用制限する場合があります。
その場合は体育館側の駐車場もご利用下さい。
送迎の場合は駐車場入口にてお願いします。
 - ・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。

以上

別紙一覧

1. 入校申込書・健康調査書
2. スポーツ安全保険について
3. 個人情報の取扱いについて
4. 運営規則・細則
5. 校費等の振込方法と払込取扱票記入例
6. 日大稲城グランド送迎上の注意事項
7. スポーツ安全保険のあらまし

西暦 年 月 日

麻生ラグビースクール
校長 杉浦 輝明 殿

入 校 申 込 書

入校案内を確認の上、下記の通り入校を申し込みします。

1. 入 校 者 フリガナ ローマ字表記 (大文字)
入校者氏名 _____
生 年 月 日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ 性別 男性・女性
学 校 名 _____ 小学校 _____ 年 _____ 組
_____ 幼稚園・保育園 年長・年中・年少、幼児
2. 保 護 者 フリガナ
保護者氏名 _____
住 所 〒 _____
_____ 電 話 _____
緊急時の連絡先電話 (原則父か母の携帯電話) 父・母 _____
電子メールアドレス _____
3. 入校の動機
「

」
4. 紹 介 者 _____
5. 健康保険証 名称 _____ 記号 _____ 番号 _____

承諾事項

1. スクールの往復については、交通道德を良く守ること。
スクールへの往復時の交通事故については、スクールとして一切の責任を負いません。
2. 練習・試合等において発生した傷害・事故については、スクールとして応急の処置はしますが、
それ以上は保護者の負担となります。
ただし、上記1，2についてはスポーツ傷害保険にスクールとして加入していますので、その範囲での補償はありますが、保険の対象とならない事故又は補償額を超える治療費については、保護者の負担となります。
3. 校則及び細則は必ず遵守します。
4. スクール運営に関する父母の協力をします。
5. 個人情報の取扱いについて内容を確認し、厳守します。
上記について承諾します。

保護者氏名 _____ 印

(必ず、自署・捺印をお願い致します。)

この調査書は、今後のスクールにおける指導時の参考と致します。
記載内容についての秘密は厳守致しますので、正しく記入して下さい。

西暦 年 月 日

麻生ラグビースクール

校長 杉浦 輝明 殿

健 康 調 査 書

入校者氏名 フ リ ガ ナ

入校者氏名 _____

生 年 月 日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学 校 名 _____ 小学校 _____ 年 _____ 組

_____ 幼稚園・保育園 年長・年中・年少、幼児

1. 今迄に大きな病気・けがをしたことがありますか。
a. 無し
b. 有り その時の症状・年齢・治療機関・注意事項を記入して下さい。
症状 ()
年齢 () 治療期間 ()
注意事項 ()
2. 体質的（てんかん・アレルギー等）に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
a. 無し
b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。
症状 () 注意事項 ()
3. 呼吸器系（のど・気管支・肺・ぜんそく等）に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
a. 無し
b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。
症状 () 注意事項 ()
4. 循環器系（心臓・血管・血圧等）に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
a. 無し
b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。
症状 () 注意事項 ()
5. 運動を行うにあたり障害となるようなことがありますか、又は医師による指摘を受けたことが有りますか。
a. 無し
b. 有り その具体的内容・注意事項を記入して下さい。
内容 () 注意事項 ()
6. その他特に注意する必要がある場合その内容を記入してください。
a. 無し
b. 有り その具体的内容・注意事項を記入して下さい。
内容 () 注意事項 ()

以上、記載内容について相違ありません。

保護者氏名 _____ 印 (必ず、自署・捺印をお願いします。)

チームドクター のコメント（練習時の注意事項など） 記載不要

川口 文夫

スポーツ安全保険について

麻生ラグビースクールでは、スクール生とコーチは(財)スポーツ安全協会神奈川県支部を通してスポーツ安全保険に団体加入しています。(注：期間は1年間で毎年4月更新、3月末まで加入可)
保険料は、スクールの校費にて支払いをいたします。スクール生 AW 区分 コーチ C 区分に加入。
ただし、新規入校生は途中加入となりますので、入校申込書をチーフコーチへ提出して頂くと保険担当者からWebにて加入手続きします。3月末に在校生全員の新年度の加入手続きをします。

※4月以降で退校する場合は3月初旬にはチーフコーチへ連絡をお願いします。

サポートコーチはコーチソサエティへの入会は免除し、スポーツ安全保険加入とJRFU登録はしない。

■保険の対象

保険の対象となる事故の範囲は、団体での活動中の事故及び団体が活動する場所への移動中の事故となります。

傷害保険としての対象は、事故により死亡・後遺障害・入院・手術・通院に対して補償となります。
熱中症も対象となります。

また、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害が対象となります。

■保険申請の連絡方法

スクールでの活動中にけがをした場合は、下記の流れでご連絡をお願いいたします。

《活動中か活動後に気付いた時》コーチか保護者⇒チーフコーチ⇒保険担当⇒保険会社へ事故通知を行う
また保険担当から県協会安全対策部会員へ連絡し、部会員から県協会へ報告を行う

ご連絡を頂きたい内容は以下となります。

- ・ 負傷者の氏名(フリガナ)、年齢・住所・電話番号、けがをさせた時は、加害者の氏名等も同様
- ・ 事故の日時・場所・状況 (けがをさせたときはその原因も)
- ・ 傷害の内容
- ・ 医療機関名・治療期間

上記内容を確認後、チーフコーチ経由で保険担当者から保険会社へ事故通知します。

事故通知が完了後、保険金請求に必要な書類が保護者宅に届きますので、スポーツ安全保険加入依頼書の必要事項※をチーフコーチより入手し、必要書類を揃えて保険会社へ請求することになります。

※チーフコーチは加入区分、会員登録番号(神奈川県支部 番号・・・)、所属団体名、団体代表者の名前・住所及び昼間の連絡先を保険担当者に確認し、保護者へ連絡する。

別紙のスポーツ安全保険のしおりの内容も事前にご確認願います。

以上

平成 25 年 4 月 14 日

麻生ラグビースクール 個人情報の取り扱いについて

プライバシーポリシー・・・個人情報について

■個人情報の取扱について

- ・麻生ラグビースクールの運営において、選手のプライバシーを尊重し、個人情報を慎重に取扱いプライバシーの保護に努めております。
- ・お預かりした個人情報は、その利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、適切な安全管理措置を講じます。
- ・スクール選手及び保護者の個人情報は、保護者の方のご同意をいただいた上で、適切に管理・運用いたします。
- ・個人情報取り扱い後、運営上不要な情報については速やかに削除をおこないます。

■個人情報の収集

- ・当スクールでは申込の際、それぞれの活動に必要となる個人情報(選手・保護者の名前、ご住所、電話番号等)をご提供いただいております。
- ご提供いただいた個人情報は適切かつ慎重に管理します。

■個人情報の利用形態

- ・当スクールの運営に関する事項にのみ利用し、ご本人の同意なくして他の目的に流用する事はございません。
- ・スクール活動を通して撮影された写真・動画等については、今後のパンフレットやホームページの制作において利用させて頂く場合がございます。
- ・当スクールからの連絡や学年間の連絡において、申込書の内容、及びその変更連絡があった場合変更情報などを基に、利用させて頂く場合があります。

■個人情報の第三者への開示

個人情報は以下に該当する場合を除き第三者に開示することは一切ありません。

- ・法令及び警察、裁判所等の公的機関からの開示の要求があった場合。
- ・情報開示について、保護者の方に同意を頂いた場合。
- ・当スクールホームページでの写真・動画

■著作権について

- ・当スクールが発行する機関誌などの著作権は、当スクールに帰属します。
- 尚、写真や文章など個人で撮影または作成されたものはその著作権者に帰属します。
- ・著作権法で認められている場合を除き、著作権者の許可なく文章や画像、データなどの一部又は全部を利用することは禁止いたします。
- ・各新聞社・雑誌等から提供同意いただいた記事に関しては、それぞれの著作権により守られます。

■肖像権について

- ・当スクールが主催する行事にて撮影された写真や映像などの肖像権は、当スクールに帰属します。
- 尚、スクールとして参加した行事の肖像権は主催者に帰属します。

■免責事項

- ・当スクールにて扱う情報の内容に関しては万全を期しておりますが、その内容の正確性及び安全性を保証するものではありません。
- ・当スクール利用者がホームページ等に掲載されている情報によって被った損害、損失に対して一切の責任を負いません。

■プライバシーポリシーの改訂

当スクールでは、法令の変更等に伴い、当スクールプライバシーポリシーを変更することがあります。最新の情報は、当スクールホームページでご確認ください。

麻生ラグビースクール 運営規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本校は、麻生ラグビースクールと称する。

(事務所)

第2条 本校は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 本校は、ラグビーフットボールを通じて、「次代を背負う若者づくり」をテーマとし、心身とも健全な少年を育成することを目的として、一般社団法人麻生ラグビースクール(以下、法人という)が設置する。

(活動)

第4条 本校は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 原則、毎週日曜日の午前中に通常練習を行う。ただし、年末年始及び春夏に休みを設けることがある。また天候が不良のときは練習を中止することがある。
- (2) 小学3年生以上の生徒による合宿を実施する。ただし、低学年の希望者は保護者会員の同伴などの条件を設けた上で参加を認めることがある。
- (3) 小学部は、「麻生ラグビースクール」として神奈川県ラグビーフットボール協会(以下、県協会という。)に登録し、同県協会が主催する秋季ラグビースクール大会や神奈川県ミニラグビーファイナルカップ等に出場するなど各種行事に参加する。
- (4) その他各種大会に参加し、各地のラグビースクールとの交流試合を実施する。
- (5) 中学部は、「神奈川 DAGS ラグビースクール」として県協会に登録し、各種のジュニアラグビーの行事に参加する。
- (6) コーチの指導技術の向上と親睦を目指した「コーチソサエティ」を組織する。
- (7) 本校生徒の母親を主体とした「レディースクラブ」を組織する。
- (8) 県協会が組織する委員会及び部会等に参加する。
- (9) 県協会が主催する講習会や各種の研修に参加する。
- (10) その他、本校の目的達成に必要な諸活動

第2章 会 員

(構成員)

第5条 本校の小学部には、次の会員を置く。

- (1) 保護者会員：本校小学部に在籍するスクール生の保護者
- (2) コーチ会員：本校小学部に在籍するスクール生の指導者

★会員の種別：幹部会の承認を経て「保護者会員」「コーチ会員」となる。

- ・子供の入校と同時に保護者は「保護者会員」となる。(第6条3項)
- ・子供の指導を希望する方は「コーチ会員」となる。(第7条2項)

→保護者会員の父母などがコーチとなった場合には、「保護者会員」から「コーチ会員」へ移行する。
(第7条2項)

(生徒の入校)

第6条 本校のスクール生となりうる者は、原則として川崎市麻生区近郊に居住する幼児から小学校6年生までの児童・生徒とする。

2. 本校に入校を希望する児童・生徒は、本校所定の入校申込書と健康調査書に必要事項を記入して校長宛に提出し、幹部会の承認を受ける。同時に、入校金と校費を共に所定の銀行口座に振り込むものとする。
3. 前項に従って本校に入校したスクール生の保護者は、スクール生の入校と同時に本校小学部の保護者会員となる。

(コーチの入校)

第7条 本校のコーチに就任してスクール生に指導することを希望する者は、本校が定める「コーチ心得」「あさおマインド」「コーチソサエティ規約」等に同意した上で、所定の申込書に必要事項を記入してコーチソサエティ宛に申し込み、幹部会の承認を受ける。同時に、別途定めるコーチソサエティ会費を所定の銀行口座に振り込むものとする。

2. 前項に従って本校のコーチに就任した者は、本校小学部のコーチ会員となる。
なお保護者会員がコーチに就任した場合には、コーチ就任と同時に保護者会員からコーチ会員へ

移行する。

3. コーチの指導学年や担当業務は、幹部会で決議され、校長から委嘱される。
4. コーチは、原則として、自らの子供の学年を指導することは出来ないが、本人の希望があれば、自身の子供が小学校2年生までであれば、その子供と同学年の指導を担当できる。

(補注) 第7条4項の定めにかかわらず、2020年度から2年間、コーチの増員を目指し、保護者会員の父母などが自らの子供が4年生まで、その学年を指導することを試行している。

⇒2年間の試行期間を終える2023年3月には、親が自らの子供を直接指導したことによるチームへの影響やその後のコーチの増員への展開など総合的に成果などを評価し、2023年度以降の指導体制に反映させる。

(任意退校)

第8条 本校から退校を希望するスクール生は、保護者会員を通じて、校長宛に退校届を提出することにより、任意でいつでも退校することができる。

2. 退校を希望するコーチは、所属学年のチーフコーチを通じて校長宛に退校届を提出することにより、任意でいつでも退校することができる。

(除名)

第9条 本校の生徒又はコーチが、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この運営規則又は法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本スクールの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総 会

(構成)

第10条 本校の最高決定機関である総会は、小学部の保護者会員とコーチ会員をもって構成する。

(権限)

第11条 総会への報告事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 収支計画書(予算)
- (4) 法人の社員総会で選任された幹部と監事及び幹部会で選定された幹部の役職
★ 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長 / 監事
- (5) 幹部会が任命・承認した業務運営委員、チーフコーチ、学年コーチ代表、学年保護者代表
- (6) 全コーチの担当学年配属
2. 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 収支報告書(決算)の承認
 - (2) 運用規則の変更
 - (3) 会員の除名
 - (4) その他総会で決議するものとして法令又は法人の定款及びこの規則で定められた事項

★総会での審議事項を実質「決算」のみに限定した。⇒ 幹部会での決議を重視

☆決算：事業報告 ⇒ 報告、収支報告書(決算) ⇒ 承認

☆予算：事業計画 ⇒ 報告、収支計画書(予算) ⇒ 報告

☆人事：幹部・監事、業務運営委員、チーフコーチ、学年コーチ代表、学年保護者代表

(開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、校長が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、校長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、各会員につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、小学部の総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、小学部の総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 運営規則の変更
- (2) 解散
- (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第18条 本校に、次の役員を置く。

- (1) 幹部3名以上
- (2) 監事2名以内
2. 幹部のうち1名を校長、1名を統括副校長とする。校長と統括副校長のほか、3名の幹部を副校長、1名を幹事長、1名を副幹事長とすることができる。
3. 校長と統括副校長を本校の代表幹部とする。
4. 統括副校長を校長代行者とする。校長代行者は、校長が欠けたとき又は校長に事故があるとき、校長を代行するものとする。

(役員の選任)

第19条 幹部及び監事は、法人の社員総会の決議によって選任する。又、幹部及び監事は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

2. 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長は、幹部会の決議によって選定する。
3. 幹部及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(幹部の職務及び権限)

第20条 幹部は、幹部会を構成し職務を執行する。

2. 校長は、この運営規則で定めるところにより、本校を代表し、その業務を執行し、校長を除く幹部は、幹部会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 校長及び幹部は、毎月1回以上、自己の職務の執行の状況を幹部会に報告しなければならない。
4. 本校の運営を円滑に行うために、幹部会の決議により、幹部を補佐する業務運営委員及び学年担当委員を置くことができる。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、幹部の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、幹部に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 幹部及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第23条 幹部及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第5章 業務運営委員

(業務運営委員の設置)

第24条 本校の運営を円滑に行うために、次のとおり業務運営委員を置くことができる。

- (1) 県協会の部会等の担当者

- 広報部会、コーチ部会、競技部会、安全対策部会、事業部会、
レフリース部会、女子部会
- (2) 川崎市ラグビーフットボール協会の理事
- (3) 麻生ラグビースクールの活動支援担当者
機関誌編集、ホームページ企画管理、父母会連携、日本大学ラグビー部窓口
- (4) その他本校の活動を展開するために必要があるとき、幹部会の決議に基づき、
各種の業務を担当する業務運営委員を置くことができる。

(業務運営委員の選任)

第25条 業務運営委員は、幹部会の決議によって選任され、校長から委嘱される。

(業務運営委員の職務と権限)

第26条 業務運営委員は、幹部の指示のもと、担当職務の業務を執行する。

2. 業務運営委員は、幹部の要請により幹部会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。
ただし、議決権は有しない。

(業務運営委員の任期)

第27条 業務運営委員の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会
後最初に開催する幹部会の終結の時までとする。

(業務運営委員の解任)

第 28 条 業務運営委員は、次のいずれかに該当するときは、幹部会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

第 6 章 チーフコーチ

(チーフコーチの設置)

第 29 条 本校では、スクール生への円滑なラグビー指導を実施するために、未就学児、
小学校 1 年生から 6 年生までの各学年に配属された指導者を代表するチーフコーチを各学年に
置く。

(チーフコーチの選任)

第 30 条 チーフコーチは、幹部会の決議によって選任され、校長から委嘱される。

(チーフコーチの職務と権限)

第 31 条 チーフコーチは、スクールの指導方針に則り、技術指導担当者と協力して
スクール生の指導に当たる。

2. チーフコーチは、スクール生への安全かつ健全な指導を実施するために、担当学年の保護者会員
との間で緊密な連携を図る。
3. チーフコーチは、幹部会の要請により、幹部会においてスクールの運営状況について情報の共有
化を行い、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
4. チーフコーチは、当該学年のコーチの中から、学年を代表して指導体制や保護者との連携などス
クール活動の在り方を支援する学年コーチ代表を選任する。

(チーフコーチの任期)

第 32 条 チーフコーチの任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会
後最初に開催する幹部会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(チーフコーチの解任)

第 33 条 チーフコーチは、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないこと。

第 7 章 学年コーチ代表

(学年コーチ代表の設置)

第 34 条 各学年のラグビー指導に加え、当該学年を代表して法人活動の支援を担うコーチ
会員の代表者を学年コーチ代表として置く。

(学年コーチ代表の選任)

第 35 条 各学年のチーフコーチに選任された学年コーチ代表は、幹部会の承認を得て、校長から委嘱される。また、学年コーチ代表は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

(学年コーチ代表の職務)

第 36 条 学年コーチ代表は、各学年における指導体制や保護者との連携体制などスクール活動の在り方についてチーフコーチを支援する。

2. 学年コーチ代表は、幹部会の要請により幹部会に出席して意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(学年コーチ代表の任期)

第 37 条 学年コーチ代表の任期は選任の 1 年後に開催される、学年コーチ代表を承認する幹部会の終結の時までとする。

(学年コーチ代表の解任)

第 38 条 学年コーチ代表は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

★学年コーチ代表を設置し、より多くのコーチにスクール運営に関わっていただき、常にスクールの改革を目指す。しかし、チーフコーチが当該学年の学年コーチ代表を兼任しても構わない。

★学年コーチ代表が幹部会や法人理事会に出席することによって、執行部が各学年の活動実態をより広範な視点から直接把握することが出来る。

第 8 章 学年保護者代表

(学年保護者代表の設置)

第 39 条 各学年の活動を円滑に運営するために、チーフコーチをサポートする保護者会員の代表者を学年保護者代表として置く。

(学年保護者代表の選任)

第 40 条 各学年の保護者会員から推薦された代表者は、学年保護者代表としてチーフコーチによる選任を経て幹部会で承認され、校長から委嘱される。また、学年保護者代表は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

(学年保護者代表の職務)

第 41 条 学年保護者代表は、各学年においてコーチと保護者会員の円滑な連携体制を築く。

2. 学年保護者代表は、幹部会の要請により幹部会に出席して意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(学年保護者代表の任期)

第 42 条 学年保護者代表の任期は選任の 1 年後に開催される、学年保護者代表を承認する幹部会の終結の時までとする。

(学年保護者代表の解任)

第 43 条 学年保護者代表は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

★学年保護者代表を設置し、各学年ごとにチーフコーチと保護者会員の代表が連携して、円滑な学年運営体制を構築することに責任を負うことを明示した。

★学年保護者代表が幹事会に出席する機会を設け、幹部が各学年の状況を保護者会員から直接把握すると同時に、幹事会の意向を保護者会員へ直接伝える機会を生かす。

★さらに、学年保護者代表が保護者会員の代表として法人の社員総会にも出席することによって、従来から標榜してきた「三位一体」の運営体制の実現を目指し、同時に保護者会員の代表を介して「父母会」の活性化を図る。

第9章 顧問

(顧問)

- 第44条 本校に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、幹部会の推薦に基づき校長が委嘱する。
 3. 顧問は、本校の運営に係る事項について、校長又は幹部会の諮問に応じ、意見を述べるができる。
 4. 前3項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、幹部会が定める。

第10章 幹部会

(構成)

- 第45条 本校に、幹部会を置く。
2. この幹部会は、すべての幹部をもって構成する。

★実質的にスクール活動を支える最重要な業務執行機関

校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長の幹部によって迅速な運営を目指す。

(職務)

- 第46条 幹部会は、次の職務を行う。
- (1) 本校の業務執行の決定
 - (2) 幹部の職務の執行の監督
 - (3) 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長の選定及び解職
 - (4) スクール生及びコーチの入校及び退校の承認
 - (5) 事業計画の企画立案及び事業報告の作成
 - (6) 収支計画書(予算)の構築及び収支報告書(決算)の作成
 - (7) 総会に上程する議案の事前審議
 - (8) 業務運営委員の選任及び解任
 - (9) コーチ体制の起案及び調整
 - (10) チーフコーチの選任及び解任
 - (11) 学年コーチ代表の承認
 - (12) 学年保護者代表の承認
 - (13) 指導方法の調査研究
 - (14) 県協会への対応など対外活動の基本方針の決定
 - (15) 法人に対する本校の運営状況の報告
 - (16) その他幹部会で決議するものとして、この運営規則に定められた事項

(開催)

- 第47条 幹部会は、原則、毎月1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第48条 幹部会は、校長が招集する。
2. 校長は、法人の担当理事を幹部会に招集し、相互の情報を共有化することができる。ただし、法人の担当理事は議決権は有しない。
 3. 校長は、チーフコーチを幹部会に招集し、指導現場の情報を共有化することができる。ただし、チーフコーチは議決権は有しない。
 4. 校長は、必要に応じて業務運営委員を幹部会に招集し、各部会等の活動状況の情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、業務運営委員は議決権は有しない。
 5. 校長は、必要に応じて学年コーチ代表や学年保護者代表を幹部会に招集し、各学年の活動状況について情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、学年コーチ代表及び学年保護者代表は議決権は有しない。
 6. 校長は、必要に応じて神奈川 DAPS 幹部(麻生 RS 出身の校長又は GM)を幹部会に招集し、中学部の情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、神奈川 DAPS 幹部(同上)は議決権は有しない。
 7. 校長が欠けたとき又は校長に事故があるときは、校長代行者が理事会を招集する。

★幹部会はスクールの業務執行機関であり、チーフコーチや業務運営委員などを招集してスクール内外の情報の共有化を図り、一体的な組織運営を目指す。また同様に、法人の理事を始め学年コーチ代表や学年保護者代表を招集し、法人活動との連携を目指す。

(議長)

第 49 条 幹部会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第 50 条 幹部会における議決権は、各幹部につき 1 個とする。

(決議)

第 51 条 幹部会の決議は、幹部の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第 52 条 幹部会の議事については、議事録を作成する。

2. 出席した校長又は代行者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(各種委員会)

第 53 条 本校の活動遂行のために必要があるときは幹部会の決議に基づき、各種委員会(常設委員会、臨時委員会等)を置くことができる。

第 11 章 コーチ会

(構成)

第 54 条 本校にコーチ会を置く。

2. コーチ会は、すべての小学部のコーチをもって構成する

(職務)

第 55 条 コーチ会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画案の報告を受ける
- (2) 収支計画書(予算)案の報告を受ける
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支報告書(決算)の承認
- (5) コーチ体制の承認
- (6) 指導方法の調査・研究
- (7) その他必要な事項 -

(開催)

第 56 条 コーチ会は、原則、年 2 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 57 条 コーチ会は、校長が招集する。

2. 校長が欠けたとき又は校長に事故があるときは、校長代行者がコーチ会を招集する。

(議長)

第 58 条 コーチ会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第 59 条 コーチ会の議決権は、各コーチに 1 個とする。

(決議)

第 60 条 コーチ会の決議はコーチの過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。

(議事録)

第 61 条 コーチ会の議事については、議事録を作成する。

2. 出席した校長又は代行者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

★「コーチ会」は、指導現場を担う「コーチ」と「幹部」が直接意見を交換する場である。
⇒毎年、年 2 回開催され、1 月には人事体制を、3 月には定時総会の議案が審議される。

☆コーチの担当学年の合意：新年のコーチ会にて新年度の指導体制が提示され承認。

毎年 11 月頃に幹部会は全コーチを対象に「翌年度の指導担当学年」のニーズ調査を実施する。幹部会は、その結果を勘案して翌年度の各コーチの担当・役割(案)を策定し、新年のコーチ会にて全コーチの合意を得る。

☆定時総会の事前審議：幹部会が作成した定時総会の議案の上程を承認。
毎年、3月の年度末に翌4月に開催される定時総会に上程予定の議案が審議される。
幹部会から提出される、当該年度の「事業報告」と「決算」の上程が承認され、翌年度の「事業計画(案)」と「予算(案)」が報告される。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第62条 本校の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局の構成)

第63条 事務局では、幹事長と副幹事長が業務の執行にあたる。

2. 事務局の業務補佐として、幹部会の承認を得て、事務処理担当者を置くことができる。

(事務局の職務)

第64条 事務局では、幹部会と連携して、次の業務の事務処理を行う。

- (1) スクール生とコーチの入退校を管理し、法人の定款第12条に定められた会員名簿を管理する
- (2) 事業計画及び事業報告の作成
- (3) 収支計画書(予算)及び収支報告書(決算)の作成
- (4) 校費の入金管理
- (5) 本校の資産の入出金管理を伴う会計処理
- (6) 総会の準備及び運営
- (7) 諸会議等の議事録の作成及び管理
- (8) 本校の事務全般の処理・管理
- (9) 周年事業の企画と記録の管理
- (10) 前項に定めるもののほか、幹部会から要請のあった事項

第13章 資産及び会計

(事業年度)

第65条 本校の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第66条 本校の事業計画、収支計画書(予算)については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、幹部会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第67条 本校の事業報告及び収支報告書(決算)については、毎事業年度終了後、書類を作成し、監事の監査を受けた上で、幹部会の承認を受けなければならない。

(運営費)

第68条 本校の活動を支える運営費は、入校金、校費、合宿費及び寄付金をもって、これに当てる。

2. 入校金は、1,000円とする。ただし、納付された入校金の返却には応じない。

3. 小学部の校費は、年間21,600円で一括納入とする。(1ヶ月1,800円相当)

ただし、年度途中で入校した者は、入校月の翌月分から当該年度末の3月分までの校費相当額を一括納入する。

また年度途中で退校時には、納入済みの校費のうち、退校月の翌月分以降の校費相当分を返却する。

第14章 補 則

(細則)

第69条 この運営規則に定めるもののほか、本校の運営に必要な事項は、幹部会の決議により別に定める。

第15章 附 則

(施行)

第70条 この運営規則は、一般社団法人麻生ラグビースクールの成立の日から施行する。

20210130 施行

「運用規則」の構成

★会員（第2章）：「保護者会員」「コーチ会員」から構成される

☆総会（第3章）：『決算』の承認、事業計画/事業報告と収支予算の報告

★役員（第4章）← 法人の社員総会で選任し、幹部会にスクール運営を委嘱

幹部：校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長 / 監事

☆幹部会（第10章）：実質的なスクール運営の執行機関 ⇒法人の理事会との連携

- ・業務執行の決定、幹部の役職の選定
- ・スクール生及びコーチの入退校の承認
- ・活動報告・活動計画の企画作成、収支報告書(決算書)・収支計画書(予算書)の作成
- ・業務運営委員、チーフコーチの選任、学年コーチ代表、学年保護者代表の承認
- ・コーチ体制の起案（各コーチの指導学年や担当業務の企画・決定）
- ・県市協会などの対外活動など

★業務担当委員（第5章）：協会の部会委員など、幹部会が選任し校長が委嘱する

- ・神奈川県ラグビーフットボール協会の部会等の担当者：
評議、広報、コーチ、競技、安全対策、事業、レフリー、女子など
- ・川崎市ラグビーフットボール協会の理事
- ・麻生ラグビースクールの活動支援担当者：機関誌、HP、父母会、日大窓口 他

★チーフコーチ（第6章）：未就学児、小学1年生～6年生の各学年の指導責任者

★学年コーチ代表（第7章）：ラグビー指導に加え、スクール活動の在り方を検討

チーフコーチが選任し、幹部会が承認して校長が委嘱

法人の理事会の承認を得て法人の社員(学年コーチ委員)となる

★学年保護者代表（第8章）：チーフコーチを支援し、コーチと父母の連携構築。

保護者会員からの推薦、チーフコーチが承認、幹部会の決議、校長から委嘱

法人の理事会の承認を得て法人の社員(学年保護者委員)となる。

☆コーチ会（第11章）：幹部と指導現場の年2回の直接対話機会

麻生ラグビースクール 細則 (20180414 改定版)

(練習場所および時間)

1. 練習は、小学部は主として日大稲城G、中学部は日体大健志台等において行うものとする。
2. 練習時間は、原則として、日曜日の午前9時から11時までとする。
3. 月2回、原則第2・第4土曜日の午前9時から11時まで、日大稲城Gにて小学部の基礎練習を行う。ただし皆勤賞の対象外とする。

(服装)

4. 生徒は練習時には、天候や気温に対応してTシャツ、ジャージ、パンツ、ストッキング等を着用し、運動靴を使用する。さらに安全対策としてヘッドギアを用意する。
5. 対外試合に出場する生徒はスクール指定の服装を着用し、3年生以上はスパイクを用意する。
6. スクール指定のジャージは半袖柿色と赤紺のリバーシブルタイプで名前（ひらがなとローマ字）と背番号（入校順）がプリントされます。パンツは白色、ストッキングは白地に赤2本線です。
7. スクール指定のジャージとヘッドギア及びストッキング等は、下記のシンコースポーツへ直接購入の申込みする。

TEL:045-442-3990 FAX:045-351-8900 メール: info@shinko-sports.co.jp HP: http://www.shinko-sports.co.jp

8. コーチが練習時に着用するジャージ等は、各自で用意する。ただし、対外試合や公式行事に参加する場合、スクール指定のジャージとビステならびにネクタイとエンブレム等を着用する。

(生徒心得)

9. 練習日または試合の前日は充分な睡眠をとる。
10. 練習日または試合の当日は、かならず朝食をとってくる。
11. チームメイトや相手チームのメンバーを傷つけないよう、手足の爪をきれいに切っておく。
12. 練習時間に遅れないように集合する。
13. 練習場所または試合等の集合場所に到着した時、コーチ、保護者および友達にきちんと挨拶する。
14. 練習場所、試合場および合宿などでは、コーチの指示にしたがい、勝手な行動をしない。
15. 体調に異常があるときは、チームドクター、コーチに申し出る。
16. 登下校の際には車に気を配り、寄り道をしない。
17. 試合のメンバーまたはリザーブに指名された時は、体調に異常が生じた場合等を除き、かならず参集する。
18. 前記に参加できない理由が生じた場合には、できるだけ早く各学年チーフコーチ、又は担当コーチに連絡する。

(コーチ心得)

19. コーチは、「運営・指導方針」(2009年9月施行)に定められた『コーチ心得』の主旨を理解し、各項目を遵守して生徒の指導にあたるものとする。

(合宿)

20. 合宿は毎年7月または8月に、3泊4日程度の日程で行い、その費用については別途徴収する。また必要に応じ、保護者の過半数の了解の上で臨時的短期合宿を実施することがある。
21. 合宿に参加するコーチおよび保護者の費用は、各自が負担するものとする。

(保護者の協力義務)

22. 保護者は、日大フェスティバル・夏合宿・運動会・餅つき・卒業式をはじめとして、本校の事業および運営に積極的に協力しなければならない。

(事故および保険)

23. 生徒は、本校の負担においてスポーツ安全保険等（協会登録含む）に加入する。コーチも生徒と同じスポーツ安全保険等に加入するが、保険料や登録料は各自が負担する。
24. 活動中の軽微な事故については、コーチが応急処置をするものとし、それ以外の事故については、役職者が保護者への連絡を含む適切な処置を講ずるものとする。
25. 保険の補償対象とならない事故または保険の補償額を超える治療費については、各保護者が負担するものとする。

(経費)

26. コーチおよび役員の試合等に参加するための交通費は、本校が負担する。
27. 合宿等の準備費用、県協議会等の交通費などについては、合理的な費用または通常の交通機関利用の実費を支出し、その他については、幹部会の議に基づいて本校が負担すべきか否かを決定し、幹事会の承認を得るものとする。
28. 役員の会合費については、小額の会議費を除き、原則として各自の負担によるものとする。
29. スクール運営に伴う連絡通信費、印刷費などの経費は、合理的な額を予算に計上するものとする。
30. 中学部の校費は神奈川DAGSラグビースクールで決められた校費を直接一括納入するものとする。

(交際費および慶弔)

31. グランド借用先、協会関連行事、交流スクール周年行事あるいはその他の対外的交際費の支出の可否と金額については、幹部会で協議のうえ決定し、幹事会の承認を得るものとする。
32. 本校生徒および保護者ならびにコーチおよび家族に慶弔があった場合は、「慶弔の内部規定」に基づき慶弔費を支払う。それ以外の慶弔事については幹部会が協議のうえ決定し、幹事会の承認を得るものとする。

(その他)

33. 年度中の役員の転勤や退校などに伴う後任人事については、幹部会で協議の上、決定し、幹事会の承認を得るものとする。

34. 中学部については、別途、神奈川DAGSラグビースクールの細則によるものとする。
(改廃)
35. この細則の改廃は、幹事会の議に基づいて行う。
(施行期日)
36. この細則は、昭和 62 年 7 月 5 日から施行する。
- | | | | | | |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 改正 | 昭和 62. 08. 02 | 昭和 63. 05. 15 | 平成 01. 04. 23 | 平成 02. 04. 22 | 平成 03. 04. 28 |
| | 平成 04. 05. 02 | 平成 05. 02. 20 | 平成 14. 05. 26 | 平成 19. 05. 20 | 平成 19. 09. 02 |
| | 平成 23. 04. 17 | 平成 24. 09. 23 | 平成 27. 03. 28 | 平成 27. 04. 12 | 平成 29. 03. 26 |
| | 平成 30. 04. 14 | | | | |

校費等の振り込み方法について

2021 年 4 月 14 日
麻生ラグビースクール

1. 校費（1ヶ月 1,800 円）

- ・校費は原則として、1 年分（2021 年度は 7 月～翌年 3 月までの 16,200 円）の前納をお願いしています。（新規入校者は 3 による。尚、退校時は翌月以降の校費は返金します。）
- ・振り込みは総会後 4 月 18 日～4 月 30 日の間にお願いします。
また、3 月中に次年度分の振り込みは会計処理上できるだけ避けて下さい。

2. 合宿費

- ・金額等は後日、夏合宿の案内にて連絡いたしますが、会計処理上、校費とは別の振込用紙（ATM 手続き）で振り込みをお願いします。

3. 入校されたとき

- ・入校金 1,000 円と校費（2021 年度は 6 月まで無料とし以降入校月の翌月～3 月までの分）を入校した翌月末までに振り込みをお願いします。10 月入校の場合は 11 月～3 月まで
- ・入校金は、ご兄弟姉妹で入校される場合は、1 人分のみ必要で、他のご兄弟姉妹分は免除となります。また、ご兄弟姉妹がすでに在籍中の場合、後から入校されるお子様の入校金は免除となります。間違って入金された場合は、返金させていただきます。

4. 退校されるとき

- ・退校する場合は、担当チーフコーチ宛てに退校届（書式は自由、メールでも可）に退校理由といつから退校するかまた校費の返金方法を確実に連絡して下さい。
退校の翌月以降の校費を返金いたします。

5. 振り込み先とお願い

- ・校費、合宿費、ともに下記の口座にお振り込みください。

横浜銀行 新百合ヶ丘支店 店番号 8 3 0 普通 口座番号：6 1 8 1 4 6 7 受取人：社）麻生ラグビースクール フリガナ：シヤ）アサオラグビースクール
--

- ・ご依頼人は保護者名＋学年＋入校費と校費 9 か月を記入ください。
合宿費等は内訳として 3 泊 4 日分などを必ずご記入ください。
特に電信振替の場合は住所非通知でも、**送金人に必要事項を入力**してください。
- ・ATM や通信欄のない振込み用紙で振込する場合、振込依頼人名（保護者）の後に学年と振込み内容の記入をお願いします。
(例)「アサオタロウ イチネン コウヒ」
「アサオタロウ イチネン コウヒ ニュウコウヒ」
- ・ご兄弟姉妹で在籍の場合は一つの用紙（一度の ATM 手続き）で振り込んでいただいても構いませんが、上記内容を明確に記入（入力）してください。
- ・受領証（振込控）は、年度内は必ず保管をお願いします。
振り込み内容の確認等のため、会計よりご連絡させていただく場合がございます。

以上

振込記入例

601000		振込依頼書 (兼 預金払戻請求書)		☐ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ 定期預金 ☐ 金庫	
横浜銀行		支店名 新百合ヶ丘		支店	
お振込先		▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(・)、半濁点(゜)も1字) シヤリ アサオ ラフ ビ ヲースクー ルサオ ラフ ビ ヲースクー		預金種目 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号 6181467 右づめでご記入ください	
お受取人		▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(・)、半濁点(゜)も1字) アサオ タロウ		振込金額 金額の欄に*マークをご記入ください	
おなまえ(漢字)		麻生太郎 1年入校費と校費 9ヵ月 様		振込手数料 (消費税込) 3万円未満440円 3万円以上660円 その他 4 4 0 6 6 0	
ご依頼人		おなまえ(漢字) 日中のご連絡先 麻生太郎 1年入校費と校費 9ヵ月 様		店番 普通 当座 貯蓄 口座番号 おなまえ(ご依頼人と同一の場合、おなまえの記入は不要です) (法人等の場合は社名のほか、代表者の肩書・氏名も必要です) お引当金額(いずれかに√印をご記入ください) ☐ 振込金額と手数料の合計 ☐ 振込金額のみ	
振込入金照会でおペレージョンする場合、本欄への印字は不可 (備考欄)お受取人名・ご依頼人名(カタカナ)等を上記に記入しきれない場合に続けてご記入ください 6010-0 (2-1) 2020.02(2020.02) S					

振込規定を承認のうえ振込を依頼します。
 お振込金額等を当座勘定から払い戻しする場合は、お取引店に限りお取り扱いし、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出を省略します。
 ●金額 お受取人名を訂正する場合は新用紙にお書き直してください。

横浜銀行
 6010-0 (2-1) 2020.02(2020.02) S
 保存期間：完了した日の属する営業期末日の翌日から10年

日大稲城グランド送迎上の注意事項

日大稲城グランド使用時の送迎、駐車等に関する注意事項をご連絡いたします。

日大稲城グランド正門と学生寮入口からの入場は不可です。

クランド横の日大学生寮裏側の駐車場入口からの入場・送迎をお願いします。

1. 駐車場への入庫時刻

駐車場の利用時間外の使用はできませんので、利用時間を厳守願います。

グランドの地図は、下記 URL からご入手いただくか、次頁の案内図をご参照ください。

<https://mapfan.com/map/routes/search?c=35.614253115050246,139.4811359935709,17&s=std,pc,ja>

東京都稲城市坂浜 19-1382-1 日本大学稲城総合グランド ラグビー場

2. お子様の送迎

すべての送迎は、学生寮裏側の駐車場入口付近にてお願いいたします。

グランド正門と学生寮入口での送迎は禁止です。

3. 駐車場の使用制限

駐車場の駐車は荷物搬送車など事前許可書のある車のみです。

駐車証を車のフロントに掲示してご使用をお願いいたします。

4. その他

荷物は、各学年のブルーシートの上にまとめて置くようにしてください。

ゴミは必ずお持ち帰り願います。

トイレはテニスコート横のスキー・スケート部寮 1 階にあります。

原則、9 時からの使用となりますので、その前には使用できない場合がありますのでご注意願います。

トイレ等施設の使用については、管理者にご迷惑をかけることのないようご配慮願います。

グランド内にはハイヒールなどでは入らないようにお願いします。

またグランド内での飲食は禁止です。

グランド脇の山はクロスカントリーコースになっていますので、入らないようにお願いします。

素晴らしい人工芝のグランドを今後もお借りすることが出来るよう、上記の使用注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

以上

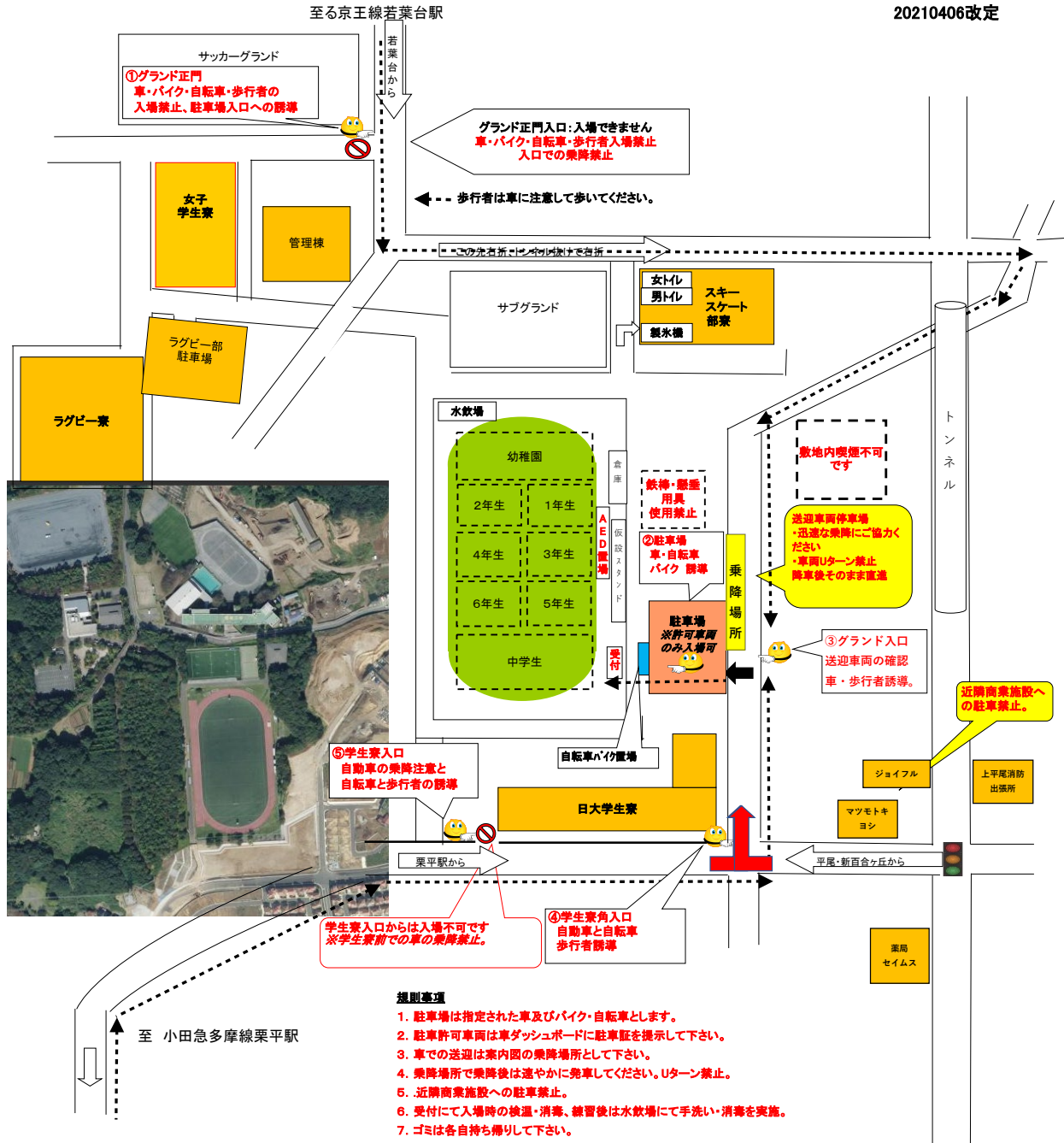
2021年度日大稲城グラウンド 使用ルールについて（入退場）

入場及び 駐車許可車両	徒歩、自転車（届け出必要なし）、自動車、バイク（事前に届け出た車両のみ） ※送迎の為に入場することは厳禁です。													
入場方法	自動車	学生寮の脇の坂道を上り、駐車場の指定場所に駐車する。												
	バイク	駐車場入口から入場し、指定場所に整列して駐輪する。												
	自転車	駐車場入口から入場し、指定場所に整列して駐輪する。												
	徒 歩	小田急多摩線栗平駅より徒歩 1 2 分 駐車場から入場する。												
		京王多摩線若葉台駅より徒歩 2 0 分 正門からは入場できませんので、駐車場から入場する。												
駐車許可車両	土曜日	小学部 + DAGS参加の場合 幼稚園～6年荷物車7台 + DAGS3～5台 + 事前届出許可車												
		小学部のみ参加の場合 幼稚園～6年荷物車7台 + 事前届出許可車												
		DAGSのみ参加の場合 荷物車5～7台												
	日曜日	小学部 + DAGS参加の場合 幼稚園～6年荷物車7台 + DAGS3～5台 + 事前届出許可車												
		小学部のみ参加の場合 幼稚園～6年荷物車7台 + 事前届出許可車												
		DAGSのみ参加の場合 荷物車5～7台												
駐車場所	自動車	学生寮の脇の坂道を上り、駐車場入口から入場し駐車する。駐車許可証をダッシュボードに掲示。												
	バイク	上記駐車場から入って奥側（グラウンド側）にきちんと整理して駐車する。												
	自転車	学生寮の脇の坂道を上り、駐車場から入場してグラウンド側階段を下りた右側に駐輪する。												
門 番	時間	8：00～11：00												
	配置場所	8：00～ 9：00 ①正門、②駐車場、③駐車場入口、④学生寮角、⑤学生寮入口駐車場 各 1 人												
	人数	10:40～11：20 ③駐車場入口（担当の2学年間で調整して下さい）												
	当番	場所・月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		①正門	1年	6年	2年	3年	5年	1年	幼	幼	3年	1年	幼	4年
		②駐車場	幼	3年	5年	4年	6年	2年	2年	1年	4年	6年	2年	5年
		③駐車場入口												
		④学生寮角												
		⑤学生寮入口	1年	3年	2年	3年	5年	2年	幼	1年	4年	6年	幼	4年
	役割	①正門：歩行者の誘導、見学者の車が来た場合は一旦入場させて駐車場入口を案内する。 ②駐車場：事前届出車両（自動車）を確認して誘導する。それ以外は入場させない。 終了時に自転車の整理状況を確認し、是正する。 ③駐車場入口：駐車証の確認、送迎車の誘導、 ④学生寮角：歩行者は歩道側通行の案内 ⑤学生寮入口：歩行者・自転車・送迎車の誘導。												
駐車車両 の届け出	毎週金曜日の17：00までに日大へ届け出しますので、毎週木曜日までに 駐車車両（自動車）の連絡を山本副校長までお願いします。 事前に届け出がない車両は駐車できません。又、バイクは最初に届け出を行えば毎回申請は不要です。 （届出事項）自動車、バイク：メーカー、車名、運転者名、ナンバー													
	・朝、帰り及び練習途中での送迎は、必ず駐車場入口付近で行う。 その際に、乗り降りには必ず駐車場側で行うこととし速やかをお願いします。 向かい側での乗り降りは道路を横断することになり、危険なので禁止とします。 ・帰りの待機車両は、練習時間の終了後を目安に待機して下さい。 早目に待機すると、近隣住民の迷惑になる為禁止とします。													
その他	・荷物の降ろす時間は、8：00～8：30とする。 ・当日、急に入場許可車両以外を入場させる場合には、幹部へ報告し許可を得て下さい。 ・歩行者（電車、バス利用者）の入退場は、駐車場入口を利用して下さい。 正門や学生寮入口からの入場は厳禁です。 ・出来るだけ近所同士で相乗りするなど送迎車両の台数削減にご協力をお願いします。 ・グラウンド脇の山には絶対に入らないこと。ゴミは各自で持ち帰りして下さい。													



日大稲城グランド案内図（駐車・送迎場所）

20210406改定



注意事項

1. 駐車場は指定された車及びバイク・自転車とします。
2. 駐車許可車両は車ダッシュボードに駐車証を提示して下さい。
3. 車での送迎は案内図の乗降場所として下さい。
4. 乗降場所での乗降後は速やかに発車してください。Uターン禁止。
5. 近隣商業施設への駐車禁止。
6. 受付にて入場時の検温・消毒、練習後は水飲場にて手洗い・消毒を実施。
7. ゴミは各自持ち帰りして下さい。

誘導員 ①②③④⑤

- ← 車は誘導員の指示に従って下さい。
駐車車両は駐車許可証を提示して下さい。(現行未実施)
- ← 歩行者は車に注意して歩いてください。

スポーツ安全保険®のあらまし

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動(社会教育活動)に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、

東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間で保険契約を締結しています。



スポーツ活動



文化活動



ボランティア活動



スポーツ安全保険には**スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動**などを行う**4名以上**のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。

4名以上

○ **ご加入いただける団体の例:** スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体など。

✕ **家族だけの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。**(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

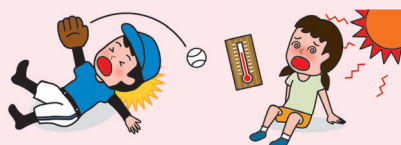
■3つの補償を完備 加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.5 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。



傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、**法律上の損害賠償責任**を負うことによって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



■補償対象となる事故の範囲

■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

団体での活動中 : **団体の管理下**における**団体活動中**(注1)の事故

往復中 : **団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅**(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、傷害保険の熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒、突然死葬祭費用保険の補償は「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5 各種解説②③をご覧ください。

(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

■**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく**保育所**(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■**次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外**

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合
(例1)ソフトボールの団体で加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
(例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合
- 個人でスキーに出かけた場合
- など

1

加入区分・掛金・補償額

P.2、P.3とを
合わせて
ご覧ください。

■一般団体の加入区分

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動 学校管理下を除く	スポーツ 活動	文化 活動等	危険度の 高い スポーツ 活動	加入 区分
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×	A1
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特徴 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	○	○	×	AW
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ⚠ 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は、「令和3年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 スポーツ活動とは 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。 なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。) ●健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ ●社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バトントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り ●ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など	○	○	×	C 64歳以下 B 65歳以上
	文化活動 (例) 音楽、囲碁将棋、絵画、陶芸、料理、書道、華道、茶道など ボランティア活動 (例) 交通安全、学校支援、環境美化など 地域活動 (例) 防犯、防災、青年団、町内活動など 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。 A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象となりません。 ダンス・踊り、ウォーキング等の野外活動はスポーツ活動となります。 ⚠ ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。	×	○	×	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。
全年齢	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの) (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3) パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。	○	○	○	D

■短期スポーツ教室の加入区分

令和4年1月31日
加入受付終了

教室ごとに4名以上でご加入ください。

WEB限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動 参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室(文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含みます。)が対象となります。 ●実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集している。 ●活動場所に指導者があり、参加者を指導・監督している。 ●予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内である。 ※D区分に該当する危険度の高いスポーツを行う教室を除きます。 ⚠ 野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセンなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。	○	○	×	短期 スポーツ 教室
--------------	---	---	---	---	------------------

傷害保険		賠償責任保険				賠償責任保険 支払限度額		突然死葬祭 費用保険 支払限度額	
年間掛金 (1人当たり)	対象 範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)			
		死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内					
				入院 1日目から/ 日額 180日限度	通院 1日目から/ 日額 30日限度				
800円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)		180万円	
1,450円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)			
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円		対象外	
熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。									
1,850円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) ⚠️ 自動車事故によって賠償 責任を負った場合は、補償 の対象となりません。		180万円	
1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円				
800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円				
11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円				
インターネット(スポ安ねっと)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入ください。									
800円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)		180万円	
令和3年度 短期スポーツ教室区分の加入受付は令和4年1月31日(月)をもって締め切らせていただきます。 以降は上記一般団体の加入区分でご加入ください。また、短期スポーツ教室区分は令和3年度をもって廃止します。									

⚠ インターネット(スポ安ねっと)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入ください。

令和3年度 短期スポーツ教室区分の加入受付は令和4年1月31日(月)をもって締め切らせていただきます。
以降は上記一般団体の加入区分でご加入ください。また、短期スポーツ教室区分は令和3年度をもって廃止します。

2 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合

各種解説

対象となる事故



傷害保険

被保険者が日本国内において**団体での活動中**および**往復中に、急激で偶然な外来の事故**により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)*による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



- 団体活動中のケガ
- 団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合



賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う**団体での活動中**および**往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産**に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。**

※AW区分にご加入の場合には、上記に加えて、「団体での活動中およびその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。

- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与え、プレイヤーが損害賠償責任を負う場合
- (例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
- (例3) 団体活動への往復中、自転車で過って通行人とぶつかりケガをさせた場合
- (例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを過って割ってしまった場合



突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において**団体での活動中**および**往復中に突然死**(※)した場合で、**被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき**に対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

- ① 団体での活動中および往復中の死亡
 - ② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(※1)され、そのときから24時間以内の死亡(※2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りです。
- (※1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りです。
(※2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

支払われる保険金

- (1) 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。**ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。**
- (2) 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- (3) 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
- (4) 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。
 - 約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額
 - 約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%
なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。
- (5) 治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に**、保険金が支払われます。

お支払額	入院中の手術:入院保険金日額の10倍
	入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。
※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)
(6) 通院しない場合においても、**約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合**、その日数に対し、通院保険金が支払われます。
(7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
(8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
(9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをさせても、入院・通院保険金は重複して支払われません。
(10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

- (1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。
 - ① 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要です。
 - ② 東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
 - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用
 - ⑤ 東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金が支払われます。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われます。

- (2) 損害賠償金は、被害者、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、**示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。**
なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「**示談代行サービス**」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。
- (3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

- (1) 被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実費が支払われます。**<保険金の支払い対象となる葬祭費用>**

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用(初七日・四十九日法要などその他の費用を含みます。)

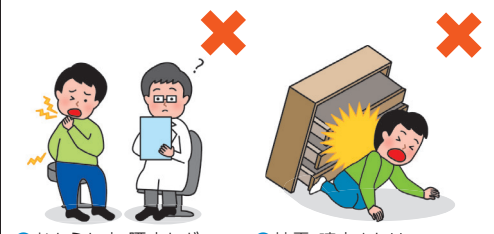
- (2) 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容のわかる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用(お布施等)に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われます。

- (3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
※テロ行為によるケガは対象となります。
- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
- (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒
- (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。)

- ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
- ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など) など
- (7) 他の身体の障害または疾病の影響
ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- (8) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など



- むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ

- (1) 法律上の賠償責任が発生しない損害(例) サッカーで蹴ったボールが相手に当たり、ケガをさせた場合や、かけているメガネを破損させた場合
※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしても、不可避的に起こってしまう事故もあります。**このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。**なお、スポーツ以外の活動についても同様です。
(例) 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合
※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し、団体員個人に賠償責任は発生しないものと考えられます。
- (2) 次のような事由に起因する損害
 - ① 被保険者の故意
 - ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
 - ③ 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)*、航空機(グライダー、飛行船およびモーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)*・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)*の所有、使用または管理(例) 集合場所へ行く途中、自動車です事故を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。ただし自身のケガは、傷害保険の対象となります。
- ④ 狩猟
- ⑤ 地震、噴火、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじよう、労働争議など
- (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

- (1) 次のような事由により生じた突然死
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
- (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)

- (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死
- (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
- (5) 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡
- (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

1 被保険者とは

当保険において補償を受けることができる方をいいます。
当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。

2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。

- 日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動
- 加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動

具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

なお、団体の指示に基づいた次の活動については「団体の管理下における団体活動」として扱います。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)*が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加して行う活動
- (注) 競技会における事故は補償されますが、**別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。**その際には選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。

- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

3 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。)*をいいます。
ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画(専用使用権のある共用部分を含む。)*をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物(敷地を含まない。)*をいいます。
例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。

3 ご加入方法



ご注意

年度ごとの初回加入時に、インターネット(スポ安ねっと)または加入依頼書のいずれかの方法を選択し、**追加加入の際には初回加入時と同様の方法でお手続きください。**

簡単・便利



インターネット(スポ安ねっと)でのお手続き

スポーツ安全協会

検索

STEP① IDを取得

「スポ安ねっと」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得してください。

※昨年度「スポ安ねっと」でご加入の場合は、昨年度加入時の会員IDを使用できます。

STEP② 名簿作成・登録

「スポ安ねっと」にログインをし、団体員名簿を作成のうえ、掛金の支払い方法をご選択ください。支払いに必要な番号が発行されます。

STEP③ 支払い

選択した方法で**7日以内**に掛金およびシステム利用料をお支払いください。

※コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払いとなります。



加入依頼書でのお手続き

スポーツ安全協会各都道府県支部の指定金融機関、加入手続き方法の詳細は、加入依頼書の表紙または満期のご案内をご覧ください。

STEP① 記入

各都道府県のスポーツ安全協会指定金融機関を通じ、スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っております。

●加入依頼書(団体員名簿を含む。)に必要事項をご記入ください。



代表者がお手続き

指定銀行窓口

STEP② 指定銀行窓口で振込み

掛金と加入依頼書(団体員名簿を含む。)を指定銀行窓口にご提出ください。**加入依頼書⑨(代表者控)が返却されます。保険金請求時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。**

※岩手県、埼玉県、石川県、愛知県、広島県は、**郵便局(ゆうちょ銀行)**でのお手続きのみとなります。
※大阪府は手続方法が異なります。



郵便局(ゆうちょ銀行)

STEP② ゆうちょ銀行窓口で払込み

加入依頼書に付属の払込取扱票を使用して、郵便局(ゆうちょ銀行)窓口で掛金を払込みください。

※一部支部のみ取扱っております。



STEP③ 郵送

振替払込受付証明書を貼付し、加入依頼書**①②**(団体員名簿を含む。)を掛金払込みの当日にスポーツ安全協会支部宛にご郵送ください。
加入依頼書⑨(代表者控)は振替払込請求書兼受領証を貼付し、保管してください。保険金請求時に必要となる場合があります。

⚠必ずスポーツ安全協会各支部へご郵送ください。



⚠ 指定銀行窓口以外および郵便局(ゆうちょ銀行)でお振込みの場合は、スポーツ安全協会各支部宛に加入依頼書①②を郵送していただく必要があります。掛金を振込み、かつ加入依頼書の提出がないと補償が開始しませんので、必ず加入依頼書①②をご提出ください。

■一般団体の加入区分でご加入の場合

加入手続日(注)が令和3年3月31日以前の場合
令和3年4月1日午前0時から

加入手続日(注)が令和3年4月1日以降の場合
加入手続日の翌日午前0時から

**令和4年3月31日
午後12時まで**

(注) 加入手続日とは次の日をいいます。

インターネット加入の場合
掛金の支払日をいいます。

加入依頼書での加入の場合

- ①指定銀行窓口での手続きは掛金の振込日
- ②郵便局(ゆうちょ銀行)で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から補償開始となります。

■短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合

次に掲げる日の最も遅い日の午前0時から

- 教室の開始日
- 掛金の支払完了日の翌日
- 令和3年4月1日

次に掲げる日のいずれか早い日の午後12時まで

- 教室の終了日
- 令和4年3月31日

加入人数

令和3年度の初回加入時には**4名以上**のご加入が必要です。(追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。)

中途加入
中途脱退

途中で団体員が増えた場合には、追加加入する団体員のみを記入・入力 of うえ、お手続きください。**中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。**(加入後の加入者の入替はできません。)

証拠書類

この保険契約の保険証券は保険契約者である(公財)スポーツ安全協会に対して発行されており、各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。**加入依頼書⑨(代表者控)(インターネット加入の場合は団体員名簿および掛金支払時の領収書)が加入者証の代わりとなります。**

団体情報の変更

加入手続後に団体情報(団体名、代表者情報)の変更があった場合には変更手続きが必要です。加入依頼書で加入の場合は「団体情報変更ハガキ」を郵送にてご提出ください。インターネット加入の場合はログイン後、「各種変更」よりお手続きください。



ご注意

加入手続きに不備があると、保険金が支払われないことがあります。

- 団体員の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。
- 年度途中での加入区分の変更はできません。
- 金額不足**、必要事項(加入者の氏名漢字、性別、年齢など)の記入誤り、漏れがないことをご確認ください。

重要事項説明書

このページは加入依頼書でのご加入に特化した内容となっております。インターネット(スポ安ねっと)を利用して加入手続きをされる場合はお手続き时表示される重要事項説明書をよくお読みください。

制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意くださいたい情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「令和3年度スポーツ安全保険の解説」に記載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。
- スポーツ安全保険のあらまし、加入依頼書(代表者控)等は、お手元に保管いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

1. **制度の仕組み**：スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
2. **契約者**：スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会に加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として、同協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(令和3年4月予定。以下同様)との間に一括契約をしています。



3. **補償期間**：令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで。ただし、令和3年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は令和4年3月31日午後12時までです。
4. **引受条件**
 - ①加入対象：4名以上の社会教育関係団体
 - ②補償額、掛金：補償額、掛金は**加入区分・掛金・補償額**をご覧ください。
 - ③被保険者：加入依頼手続きを行った際に提出をした団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とし、前記の統柄は損害の原因になった事故発生の際におけるものをいいます。
 - ④ご加入のお手続き方法：必要事項をご記入いただいた加入依頼書(団体員名簿を含む。)のご提出と、掛金のお振込みをいただくことで加入依頼手続きが完了します。(公財)スポーツ安全協会支部ごとに指定金融機関、手続方法が異なりますので、**3ご加入方法**および満期のご案内または加入依頼書の表紙をご覧ください。
5. **補償の内容**：日本国内において被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中および団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。ただし、学校および保育所の管理下を除きます。詳細は**2支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合**をご覧ください。
 - ①傷害保険：急激で偶然な外來の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)に起因する死亡、後遺障害、入院、手術、通院
 - ②賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
 - ③突然死葬祭費用保険：急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合
※AW区分に限り、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除き「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。
6. **満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金**：この制度には、満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

1. **補償の重複に関するご注意**：賠償責任の補償は、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、当保険への加入要否をご検討ください。他の保険契約のみとする場合、次の点にご注意ください。
 - ①将来、そのご契約を解約したときには、特約を含めて補償がなくなります。
 - ②同居から別居への変更等により補償がなくなることがあります。
2. **加入に関する注意事項等**
 - (1)ご加入時における注意事項
加入依頼書に必要な記載事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しく記載していただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足、加入依頼書の未提出などがあると、保険金が支払われないことがあります。
 - (2)ご加入後における留意事項
団体名、代表者情報の変更があった場合は、所定の団体情報変更ハガキを使用して変更手続きを行ってください。
 - (3)次回更新加入のお引受け
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。
3. **補償開始期**：令和3年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和3年4月1日午前0時から。令和3年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。
4. **保険金をお支払いできない主な場合**：学校および保育所の管理下で行われる活動は補償対象となりません。傷害保険、賠償責任保険および突然死葬祭費用保険のその他の主な免責事由は、**2保険金が支払われない主な場合**をご覧ください。
5. **保険金のご請求・お支払いについて**：事故が発生した場合の手続き等についてはP.8**③事故時のご連絡先**をご覧ください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種

証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がいない場合は、被保険者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、P.8の**③事故時のご連絡先**までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。(上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。)賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。そのため、被保険者が賠償責任保険金(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

6. **共同保険について**：この保険契約は、損害保険会社8社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社および引受割合については東京海上日動までご連絡ください。
7. **保険会社破綻時の取扱い**：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、「[損害保険契約者保護機構]の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細については下記の東京海上日動までご連絡ください。
8. **個人情報の取扱いについて**：(公財)スポーツ安全協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付するサービスの実施等に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については、「(公財)スポーツ安全協会ホームページ」をご覧ください。
9. **被保険者からの申し出による加入取り消し**：被保険者からの申し出により、被保険者ご自身の加入を取り消すことができる場合があります。詳細については東京海上日動までご連絡ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。
10. **ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について**
 - ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
 - 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
 - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

●東京海上日動火災保険株式会社

ご加入および保険に関するご意見・ご相談
東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

0120-233-801

事故のご連絡・ご相談は、本あらましP.8**③事故時のご連絡先**にて承ります。
【受付時間：9:00～17:00(土日・祝日等はお休みです。)]

●(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

【受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)]

●ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度がご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくものです。お手数ですが、下記事項について、再度ご確認くださいませようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

1. 当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。
 - ①保険金のお支払事由 ②お支払いする保険金の種類・補償金額 ③補償期間 ④掛金
 2. 団体員名簿の氏名、性別、年齢、加入区分が正しく記入されているかご確認ください。
 3. 重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

各種連絡先



ご照会内容により、業務担当窓口が異なります。

① 資料のご請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページまたはお電話(☎ 0120-222-410※)で受付けております。

※平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。

スポーツ安全保険

検索



資料請求

② 加入のお問い合わせ先

(公財)スポーツ安全協会



加入依頼書でご加入の場合(スポーツ安全協会 各都道府県支部)

平日のみ※

支部は各都道府県の体育・スポーツ協会または教育委員会内にあります。所在地は加入依頼書の表紙または満期のご案内をご覧ください。

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道※	011-820-1709	埼玉県	048-779-9580	三重県	059-372-8100	鳥取県	0857-26-8724	佐賀県	0952-30-7716
青森県	017-718-1136	千葉県	043-254-0075	富山県	076-429-1230	島根県	0852-21-5388	長崎県	095-845-2926
岩手県	019-648-0400	東京都	03-5738-7577	石川県	076-268-3100	岡山県	086-201-3811	熊本県	096-213-9015
宮城県	022-356-6066	神奈川県※	045-311-0653	福井県※	0776-34-2719	広島県	082-223-7865	大分県	097-552-0400
秋田県	018-883-0360	新潟県	025-287-8080	滋賀県	077-523-3860	山口県	083-921-6185	宮崎県	0985-55-3136
山形県	023-642-8321	山梨県	055-243-3920	京都府	075-692-3459	徳島県	088-655-3660	鹿児島県	099-813-1108
福島県	024-526-4600	長野県	026-219-2474	大阪府	06-6643-5234	香川県	087-833-1583	沖縄県	098-857-0017
茨城県	029-297-7600	静岡県	054-262-3039	兵庫県	078-332-2380	愛媛県	089-911-1199		
栃木県	028-612-5178	岐阜県	058-295-6360	奈良県	0742-22-5791	高知県	088-820-1755		
群馬県※	027-237-0832	愛知県	052-264-4048	和歌山県	073-433-8390	福岡県	092-622-5775		

※北海道、群馬県、神奈川県、福井県支部は、月曜日休み。他、所在施設の休館日で、平日が休みとなることがあります。



インターネットでご加入の場合

[固定電話](一部IP電話を除く。)

☎ 0570-087109

[携帯電話、PHS等]

☎ 03-5510-0033

平日9:30~17:30

③ 事故時のご連絡先(保険金請求先・事故通知方法)

東京海上日動

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-027 011-271-7432 / FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	東海	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-057 052-201-9654 / FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
東北	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-037 022-225-6326 / FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	北陸・近畿	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-067 06-6203-0677 / FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
関東甲信越	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-047 03-6632-0479 / FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	中国・四国	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-085 082-511-9483 / FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
東海	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-059 054-254-4235 / FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	九州	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-095 092-281-8375 / FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

ケガをされたとき



速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、スポ安ねっとから事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無

※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

※入通院保険金請求額の合計が10万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき



速やかに電話で上記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物損※1の程度など(※1)物損については、状況が把握できるような現場写真や修理見積書をとっておいてください。

※示談交渉は被保険者(加害者)に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき



速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、スポ安ねっとから事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)

ご注意 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

この保険の詳細は、「スポーツ安全保険の解説」に記載されている保険約款および特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ「スポーツ安全保険のしおり」等を配布し、本保険について周知いたいただくようお願いいたします。当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光とビル8階
Tel.03-5510-0022 URL: <https://www.sportsanzen.org>

幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
担当課: 公務第二部 文教公務室 ☎ 0120-233-801

(共同引受保険会社(令和3年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIIG損保

令和2年12月作成 20-T04363